

# 「週休2日工事実施要領」と旧要領との主な変更点

## 1. 形式に関する変更

- (1) 【旧】受注者は工事着手前に形式（完全週休2日制／週休2日制）を選択する。  
 ⇒【変更後】工事着手前の形式の選択を廃止し、完了時の実績で基準を達成した形式（完全週休2日、月単位の週休2日、通期の週休2日）を評価する [第4条、第6条(3)]。

## 2. 工事成績評定に関する変更

- (1) 【旧】完全週休2日制の達成基準は、完全週休2日取得率70%以上かつ休日取得率28.5%以上とする。また、完全週休2日取得率の算定において祝日加算を行うとともに、土日のいずれかが欠ける週は0.5週間分としてカウントする。  
 ⇒【変更後】完全週休2日取得率80%以上かつ休工率28.5%以上となった場合に、完全週休2日として評価するとともに、取得率の算定方法を簡素化する（祝日加算及び0.5週間分のカウントの廃止） [第2条(2)、第7条第1項(1)、別紙3(参考1)]。
- (2) 【旧】週休2日制において、週休2日取得率70%以上かつ休日取得率28.5%以上となった場合、週休2日の質の向上に取り組んだものとして評価する。  
 ⇒【変更後】質の向上の評価を廃止し、対象期間の全ての月で休工率が28.5%以上となった場合に、月単位の週休2日として評価する [第7条第1項(2)、別紙3(参考2)]。
- (3) 【旧】週休2日制において、休日取得率28.5%以上となった場合、「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」において評価する。  
 ⇒【変更後】休工率28.5%以上となった（通期の週休2日を達成した）場合、「2. 施工状況 II. 工程管理」において評価する [第7条第1項(3)]。
- (4) 【旧】特段の理由もなく4週6休未滿となった場合、受注者に明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかったとみなし、「7. 法令遵守等」で減点する。  
 ⇒【変更後】特段の理由もなく（受注者の責により）通期の週休2日が達成できなかった（4週8休未滿となった）場合、「7. 法令遵守等」で減点する [第7条第2項、QA]。

旧			変更後		
形式	基準	評価	形式	基準	評価
完全週休2日	① 休日取得率28.5%以上	①②の両方を達成すると、地域への貢献度で2項目	選択しない	①休工率28.5%以上	<u>工程管理で1項目</u> [取組証は発行しない]
	②完全週休2日取得率70%以上			②完全週休2日取得率 <u>80%以上</u>	①②の両方を達成すると、地域への貢献度で1項目
週休2日	① 休日取得率28.5%以上	地域への貢献度で1項目		③全ての月で <u>月単位の週休2日</u>	地域への貢献度で1項目
	②週休2日取得率70%以上	地域への貢献度で1項目	※①②③の全てを達成すると、3項目評価される。		

## 3. その他の変更

- (1) 【旧】現場事務所等の設置・測量は準備期間に含み、非対象期間とする。  
 ⇒【変更後】現場事務所等の設置・測量は工事着手とみなし、準備期間には含めず、対象期間とする [第5条(1)、QA]。